

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目6番13号
(本社事務所)
東京都千代田区神田富山町5番地1
株式会社アルバイトタイムス
代表取締役社長 堀 田 欣 弘

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月24日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月25日(火曜日)午後2時(受付午後1時より)
2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 3階 龍田
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期(自2020年3月1日 至2021年2月28日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期(自2020年3月1日 至2021年2月28日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。

なお、当総会における新型コロナウイルス感染症への感染防止対応につきましては、末尾のページをご参照ください。

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.atimes.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年3月1日
至 2021年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響からヒトやモノの動きが鈍化し、企業活動や個人消費が減少する等景気は厳しい状況で推移いたしました。

このような経済環境下、雇用情勢については、企業業績の不透明さや時短要請による飲食業、サービス業の活動停止等により採用の凍結等が生じており、当社の戦略地域である静岡県においては2021年2月の有効求人倍率が前年同月比0.27ポイント下降の1.00倍となり、雇用環境の厳しい状況が継続しております。

このような状況において当社グループでは、サブスクリプション型課金モデルである採用管理システムを提供するサービス『ワガシャ de DOMO』の拡販施策に注力いたしました。当該サービスにおいては、自社正社員向けWEB商品である『JOB (ジョブ)』やグループ商品である新卒向け求人サイト『TSUNORU (ツノル)』とのコネクトによるオプション商品の販売を開始いたしました。また、顧客課題の解決に向け、新たなオプションの開発にも取り組んでおります。コストにつきましては求人紙媒体に係る直接コストの印刷費や流通費、求人情報サイトに係る広告販促費の圧縮、他経費の全面的な見直し等を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高は3,100百万円（前連結会計年度比31.9%減）となりました。売上原価は1,156百万円（同21.9%減）、販売費及び一般管理費は2,488百万円（同13.6%減）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大による売上高の減少額をコスト圧縮では補うことができず、営業損失は545百万円（前連結会計年度は営業利益190百万円）、経常損失は518百万円（同経常利益224百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は当社子会社の固定資産の回収可能性を検討した結果、減損損失を44百万円計上したため、500百万円（同親会社株主に帰属する当期純利益174百万円）となりました。

セグメント別の業績（セグメント間の内部取引消去前）を示すと、次のとおりであります。

（情報提供事業）

情報提供事業では、採用管理システムを顧客に提供する『ワガシャ de DOMO』の販売は拡大いたしました。しかしながら、雇用環境の悪化の影響を直接受ける求人広告メディアの売上高は徐々に回復の兆しはあるものの、前期水準までの回復にはいたりませんでした。また、新型コロナウイルス感染症拡大が継続する中、通年開催しておりましたリアルイベントである合同企業面談会『シゴトフェア』をオンライン開催に変更する等の施策を実施したものの、売上高は2,516百万円（前連結会計年度比33.0%減）、セグメント利益は111百万円（同86.6%減）となりました。

（販促支援事業）

販促支援事業では、主たる売上であるフリーペーパーの取次において、発行媒体の廃刊、休刊による取次量の減少や園児を抱える子育てファミリー層向けクーポン冊子の発行中止等により、販促支援事業における売上高は603百万円（前連結会計年度比27.5%減）、セグメント利益は42百万円（同34.4%減）となりました。

セグメント別売上高（セグメント間の内部取引消去前）

区分	期別	第47期 （自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月29日）		第48期（当期） （自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月28日）		前期比 （%）
		売上高 （百万円）	構成比 （%）	売上高 （百万円）	構成比 （%）	
情報提供事業		3,757	81.9	2,516	80.7	△33.0
販促支援事業		831	18.1	603	19.3	△27.5
合 計		4,589	100.0	3,119	100.0	△32.0

（注）情報提供事業：求人情報誌『DOMO』、求人情報サイト『DOMO NET』・『JOB』等
販促支援事業：フリーペーパー取次等

当社は、株主の皆様に対しては連結業績に連動した利益配分を行っていくこととし、具体的には連結配当性向50%を目処に配当を行う方針をとっております。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である人材ビジネスを取り巻く環境は、生産年齢人口が減少していくことに対応し様々なテクノロジーが進化してきております。また、コロナ禍で急速に進んだ働き方の価値観にも変化が見られ、出社せずリモートで働くといったように大都市の企業に勤め、地方に住む働き方なども現実的なものとなっております。

こうした人材ビジネスを取り巻く環境の変化により、様々なリクルーティングモデルが生まれるだけでなく、メディアと人材紹介という従来型のビジネスモデルにおいて、その棲み分けが変化しております。

このような環境下において、今後も当社グループが顧客と求職者や生活者に支持され、持続的に成長するためには、新たな価値創造が不可欠です。求人広告メディアに加え、『ワガシャ de DOMO』のようなオウンドメディアリクルーティングやダイレクトリクルーティング、人材紹介と教育を組み合わせた新しいモデルへの挑戦や、求職者目線で新しい働き方を提案できるモデルを研究し独自性を追求すると同時に、採用だけでなく、人材の定着促進や戦力化など多様化する求職者の働き方を促進するようなサービス、さらには生活者向けに求人以外の情報を提供するサービスへも挑戦し、ドメインを拡大していきたいと考えております。

ビジネスモデルの変革とビジネスモデルに合わせた経営基盤の再構築が当社の課題と考えております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第45期 (2018年2月期)	第46期 (2019年2月期)	第47期 (2020年2月期)	第48期(当期) (2021年2月期)
売上高(百万円)	5,556	5,469	4,550	3,100
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	543	564	224	△518
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(百万円) 当期純損失(△)	377	366	174	△500
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	14円21銭	13円88銭	6円62銭	△18円96銭
総資産(百万円)	5,576	5,889	5,639	4,890
純資産(百万円)	4,844	5,020	5,010	4,320
1株当たり純資産	183円49銭	190円19銭	189円82銭	163円70銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(4) 設備投資等の状況

当期中において実施いたしました設備投資等の総額は、123百万円であり、主なものは、次のとおりであります。

基幹システム改修に係る費用 84百万円

(5) 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(7) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年2月28日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社リンク	10百万円	100.00%	フリーペーパー取次事業
株式会社フリーシェアードジャパン	19百万円	93.42%	新卒求人情報サイトの企画・運営
Mirac Company Limited	2億チャット	100.00%	人材関連コンサルティング事業

(11) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

区分	主要な事業内容
情報提供事業	「DOMO (ドーム)」の編集・発行、「DOMO NET (ドームネット)」・「JOB (ジョブ)」の運営、自社採用管理システム「ワガシャ de DOMO」の販売、新卒求人情報サイト「TSUNORU (ツノル) 学生の就職」の企画・運営
販促支援事業	フリーペーパー取次事業

(12) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

① 当社

名称	所在地
本店	東京都中央区京橋二丁目6番13号
本社	東京都千代田区神田富山町5番地1
沼津事業所	静岡県沼津市中沢田279番1号
静岡事業所	静岡県静岡市駿河区中原584番1号
浜松事業所	静岡県浜松市東区小池町1762番1号
名古屋事業所	愛知県名古屋市中区一丁目23番30号

② 子会社

名称	所在地
株式会社リンク	東京都中央区京橋二丁目6番13号
株式会社フリーシェアードジャパン	東京都千代田区神田富山町5番地1
Mirac Company Limited	No (11/M) ,Maharmyaing Street,Sanchaung, Township,Yangon.

(13) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減
184名	3名増

(注) 上記従業員数には、パートタイマー188名、嘱託社員11名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先 (2021年2月28日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行済株式の総数 26,393,190株 (自己株式5,844,059株を除く。)
- (2) 株 主 数 9,258名 (前期末比890名減)
- (3) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
満井義政	7,427	28.14
公益財団法人就職支援財団	2,000	7.57
光通信株式会社	1,728	6.54
垣内康晴	454	1.72
株式会社静岡銀行	432	1.63
SMBC日興証券株式会社	368	1.39
堀田欣弘	358	1.35
岡三オンライン証券株式会社	289	1.09
アルバイトタイムス従業員持株会	268	1.01
静岡キャピタル株式会社	252	0.95

(注) 持株比率は、自己株式 (5,844,059株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2021年2月28日現在)

当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年2月28日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀田 欣 弘	代表取締役社長	株式会社リンク代表取締役社長
竹内 一 浩	取締役	Mirac Company Limited 代表取締役
金子 章 裕	取締役コーポレート本部長	
石川 貴 也	取締役メディアソリューション本部長	
大塚 真 澄	取締役	株式会社フリーシェアードジャパン 代表取締役社長
大和田 順 子	取締役	
和田 彰	取締役	株式会社和田経営人事研究所 代表取締役
杉山 正 人	常勤監査役	
清水 久 員	監査役	清水公認会計士事務所所長
柴田 亮	監査役	柴田亮公認会計士事務所所長

- (注) 1. 2020年5月26日開催の第47回定時株主総会において、金子章裕、石川貴也、大塚真澄、大和田順子及び和田彰の各氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役垣内康晴及び大浦善光の両氏は、2020年5月26日付をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役大和田順子及び和田彰の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役清水久員及び柴田亮の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役清水久員及び柴田亮の両氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役大和田順子、取締役和田彰、監査役清水久員、監査役柴田亮の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	121,800千円（うち社外取締役3名）
監査役	3名	19,200千円（うち社外監査役2名）
社外役員	5名	13,500千円（社外取締役3名、社外監査役2名）

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 大和田順子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

2020年5月26日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

② 取締役 和田 彰

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役和田彰氏の重要な兼職先である株式会社和田経営人事研究所は、当社と取引等はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

2020年5月26日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 監査役 清水久員

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役清水久員氏の重要な兼職先である清水公認会計士事務所は、当社と取引等はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

当期中において、取締役会を13回行い、その内13回に出席しており、出席率は100%であります。

出席した取締役会において、社外監査役として、毎回決議事項や報告事

項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

当期中において、監査役会を14回行い、その内14回に出席しており、出席率は100%であります。

出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べております。

④ 監査役 柴田 亮

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役柴田亮氏の重要な兼職先である柴田亮公認会計士事務所は、当社と取引等はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

当期中において、取締役会を13回行い、その内13回に出席しており、出席率は100%であります。

出席した取締役会において、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

当期中において、監査役会を14回行い、その内14回に出席しており、出席率は100%であります。

出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況 (2021年2月28日現在)

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

22,600千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人と監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、収益認識に関する会計基準に係る助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(2021年2月28日現在)

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス基本方針を制定し、当社及びグループ各社の経営者はその精神を従業員に浸透させるべく、日頃から従業員に対して啓蒙するとともに、当社及びグループ各社の経営者は自ら模範となるべく法令・定款を遵守し、社会倫理及び社会的責任を強く意識した行動をとるものとする。
- ② 当社グループは反社会勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないものとし、その旨、コンプライアンス基本方針に規定するものとする。
- ③ チーフリスクオフィサー（CRO）たる取締役と、社外取締役及び顧問弁護士をメンバーに含めたリスクマネジメント委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、並びにコンプライアンス上の問題点の把握に努めるものとする。
リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ④ 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにリスクマネジメント委員会に報告するものとする。当社及びグループ各社の従業員が直接コンプライアンス上の問題点を報告することを可能とする社内通報制度を設け、その取扱いについては、社内通報規程によるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① コーポレート本部長は、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、関連資料とともに保管・保存し、取締役又は監査役から閲覧の要求があった場合は、速やかに閲覧に供することができるよう管理するものとする。
 - ア. 株主総会議事録
 - イ. 取締役会議事録
 - ウ. 経営会議等の重要会議に関する議事録
 - エ. リスクマネジメント委員会議事録
 - オ. 稟議書
 - カ. 会計帳簿、計算書類及びその附属明細書
 - キ. 税務署その他官公署、金融商品取引所に提出した書類の写し
- ② 前項各号に定める文書の保存期間は文書保存年限表に定めるところによる。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統合リスクマネジメント基本方針に基づき、リスクマネジメント規程、リスクマネジメント委員会規程及び経営危機管理規程を制定し、当社及びグ

ループ各社の横断的な統合リスクマネジメント体制を整備するものとする。

- ② 代表取締役社長が任命した取締役をチーフリスクオフィサー（兼リスクマネジメント委員長）とし、社外取締役及び顧問弁護士をメンバーに含めたリスクマネジメント委員会を設置する。

リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント委員会規程に則り、当社及びグループ各社の横断的なリスクマネジメント体制の整備、並びにリスクマネジメント上の問題点の把握及び有事の対応を行うものとし、当社グループ全体のリスクを統括的に管理するものとする。リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスク（カテゴリー）ごとに分科会を設置し、分科会はリスクの回避・低減・最適化等に取り組み、リスクマネジメントの状況を定期的にリスクマネジメント委員会に報告する。

万一経営危機管理規程に規定される経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、その対応にあたる。

- ③ 内部監査部門は、当社グループのリスクマネジメントの状況を監査し、その結果を定期的にリスクマネジメント委員会、代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告し、リスクマネジメント委員会は、問題ありと判断した場合には問題解決の必要措置又は改善策を審議の上、取締役会に上程するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回以上開催し、業務執行に係る重要な意思決定が迅速に行われる体制とする。
- ② 取締役会の意思決定の妥当性及び経営の効率性をチェックするため、取締役の中に当社と利害関係を有しない社外取締役を選任するものとする。
- ③ 取締役及び部門長により業務が執行される体制とし、業務執行が効率的に行われるよう職務権限と責任、意思決定とレポーティングラインについて社内規程により明確に規定するものとする。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ各社が重要事項の決定、実施をする場合、関係会社管理規程に基づき、事前に当社へ連絡するものとし、必要に応じて関係書類の提出等必要な資料を受けること並びに代表取締役社長及び取締役会への事前報告を受けるものとする。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社の取締役及び部門長により業務が執行される体制とし、業務執行が効率的に行われるよう職務権限と責任、意思決定とレポーティングラインについて社内規程により明確に規定するものとする。

(7) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社における業務の適正と効率性を確保するため、当社グループ基本理念、統合リスクマネジメント基本方針及びコンプライアンス基本方針等を共有し、当社及びグループ各社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を整備するものとする。
- ② 当社によるグループ各社に対する経営管理については、関係会社管理規程に基づき行われるものとする。
- ③ 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査を実施し、当社グループの業務における内部統制の有効性及び妥当性を確保するものとする。
内部監査部門は、グループ各社においてコンプライアンス上又は経営管理上問題ありと判断した場合には、リスクマネジメント委員会、代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告し、必要に応じて、当社からグループ各社に対して問題解決の必要措置又は改善策の指導、実施に関するアドバイス等を行うものとする。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の現状を勘案し、当面、特定の監査役補助使用人は設置しないが、監査役又は監査役会が必要と認めた場合は、内部監査部門所属又はその他の使用人を監査役補助にあたらせるか、直ちに監査役専任補助使用人を設置するものとする。この場合、監査役又は監査役会はあらかじめ取締役又は取締役会に通知するものとする。

(9) 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人の監査役補助業務遂行について、取締役及び取締役会はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。また、取締役及び取締役会は監査役補助業務にあたる使用人の指揮命令は監査役補助業務遂行が優先することを明確化するものとする。

(10) 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及びグループ各社の取締役又は使用人は、当社監査役会に対して、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその結果、リスクマネジメント委員会における重要な問題の審議結果並びに社内通報システムによる通報状況及びその内容を報告する体制を整備するものとする。
- ② 監査役及び監査役会に通報、報告した者が、当該通報、報告したことを理

由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長及び担当取締役の各々の間で定期的な意見交換会を実施するものとする。
- ② 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担するものとする。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うものとする。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会への出席、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。また、監査役会は、代表取締役社長、担当取締役、内部監査室長、会計監査人との情報交換の場を定期的に設け、監査役監査の実効性確保に努めました。
- ③ 内部監査室が内部監査計画に従い当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に監査結果をフィードバックいたしました。
- ④ リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループの具体的なリスクの洗い出し、対策の検討を行いました。
- ⑤ 役員含めた全社員を対象にコンプライアンス、情報セキュリティ等に関する社内研修を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,991,790	流動負債	553,746
現金及び預金	3,488,367	未払金	362,416
売掛金	365,678	リース債務	3,823
貯蔵品	590	賞与引当金	87,177
未収選付法人税等	30,212	その他	100,328
未収消費税等	37,833		
その他	69,613		
貸倒引当金	△506	固定負債	15,718
固定資産	898,374	リース債務	15,718
有形固定資産	578,764	負債合計	569,465
建物及び構築物	107,302	(純資産の部)	
リース資産	17,611	株主資本	4,320,125
土地	444,475	資本金	455,997
その他	9,375	資本剰余金	540,249
無形固定資産	138,898	利益剰余金	4,399,879
ソフトウェア	128,291	自己株式	△1,076,000
その他	10,606	その他の包括利益累計額	573
投資その他の資産	180,711	その他有価証券評価差額金	3,684
投資有価証券	41,557	為替換算調整勘定	△3,110
繰延税金資産	85,683		
その他	54,159		
貸倒引当金	△688	純資産合計	4,320,699
資産合計	4,890,164	負債・純資産合計	4,890,164

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年3月1日
至 2021年2月28日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,100,566
売上原価		1,156,716
売上総利益		1,943,850
販売費及び一般管理費		2,488,935
営業損失		545,085
営業外収益		
受取利息	110	
受取賃貸料	840	
助成金収入	22,353	
投資事業組合運用益	4,860	
持分法による投資利益	3,042	
その他	6,558	37,765
営業外費用		
違約金	6,632	
為替差損	1,097	
その他	3,188	10,919
経常損失		518,239
特別損失		
減損損失	44,572	44,572
税金等調整前当期純損失		562,811
法人税、住民税及び事業税	2,511	
法人税等調整額	△45,590	
法人税等還付税額	△19,226	△62,305
当期純損失		500,505
親会社株主に帰属する当期純損失		500,505

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 3月 1日
至 2021年 2月 28日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年3月1日残高	455,997	540,249	5,085,137	△1,076,000	5,005,383
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△184,752		△184,752
親会社株主に帰属する 当期純損失			△500,505		△500,505
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）					
連結会計年度中の変動額 合計	—	—	△685,257	—	△685,257
2021年2月28日残高	455,997	540,249	4,399,879	△1,076,000	4,320,125

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計	
2020年3月1日残高	7,756	△3,023	4,733	5,010,116
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△184,752
親会社株主に帰属する 当期純損失				△500,505
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	△4,072	△87	△4,159	△4,159
連結会計年度中の変動額 合計	△4,072	△87	△4,159	△689,417
2021年2月28日残高	3,684	△3,110	573	4,320,699

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

(株)リンク

(株)フリーシェアードジャパン

Mirac Company Limited

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法適用会社の名称

(株)BizMo

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるMirac Company Limitedの事業年度の末日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、2020年12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、出資にかかわる投資事業組合については、持分相当額の損益を投資有価証券を増減する方法で投資事業組合運用損益として計上しております。また、投資事業組合が保有するその他有価証券の評価損益については、投資有価証券を増減する方法で純資産の部にその他有価証券評価差額金を計上しております。

②たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 38年～50年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 300,021千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 32,237,249株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	184,752千円	7円	2020年2月29日	2020年5月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

4. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式（株）	5,844,059	—	—	5,844,059

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	25,735千円
税務上の繰越欠損金 (注)	184,265千円
減価償却超過額	30,054千円
その他	29,329千円
繰延税金資産小計	269,385千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△135,805千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△46,328千円
評価性引当額小計	△182,133千円
繰延税金資産合計	87,251千円
繰延税金負債との相殺	△1,568千円
繰延税金資産の純額	85,683千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,568千円
繰延税金資産との相殺	△1,568千円
繰延税金負債の純額	一千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	184,265	184,265
評価性引当額	—	—	—	—	—	△135,805	△135,805
繰延税金資産	—	—	—	—	—	48,460	(b) 48,460

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金184,265千円（法定実効税率を乗じた額）について繰延税金資産48,460千円を計上しております。当該繰延税金資産48,460千円は、当社及び連結子会社における税務上の繰越欠損金184,265千円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであります。当該繰越欠損金に係る繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.9%
(調整)	
評価性引当額	△21.4%
交際費等永久に損金算入されない項目	△0.1%
住民税均等割等	△0.5%
繰戻還付法人税等	3.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.1%

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	163円	70銭
1株当たり当期純損失	18円	96銭

追加情報に関する注記

現在の新型コロナウイルス感染症拡大に関する影響から、ヒトやモノの動きが鈍化している中、雇用情勢については、企業業績の不透明さや休業要請による飲食業、サービス業の活動停止等による採用の凍結が生じており、当社の戦略地域である静岡県においては2021年2月の有効求人倍率が前年同月比0.27ポイント下降の1.00倍となり、雇用環境の厳しい状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症に関しては不確実なことが多く、感染症拡大防止の対応期間や影響について先の見通しが困難であり、首都圏地域における緊急事態宣言は解除されたものの、依然として先行きは不透明な状態が続いております。当連結会計年度末の連結計算書類作成時において入手可能な情報等を踏まえ、当該状況による人材採用活動への影響は、今後徐々に改善していくものの、当連結会計年度末以後においても一定期間は残ると想定し、税効果会計などの会計上の見積りを行っております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を基本としております。また、資金調達につきましては、内部留保による調達を基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残

高管理を行っております。営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。また、未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金計画と実績を月次で管理し、月中は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、支払期日に合わせ、預金残高を管理することなどにより、流動性リスクを管理しております。

投資有価証券は投資事業組合への出資金であります。投資事業組合への出資金は投資事業組合の投資先の信用リスク及び為替リスクに晒されておりますが、定期的に財務内容を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照下さい）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,488,367	3,488,367	—
(2) 売掛金	365,678	365,678	—
資産計	3,854,046	3,854,046	—
(1) 未払金	362,416	362,416	—
負債計	362,416	362,416	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	2021年2月28日
投資有価証券	41,557

投資有価証券は非上場など市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難な

関連会社株式及び投資事業組合への出資金で構成されるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
(1) 現金及び預金	3,488,367
(2) 売掛金	365,678
資産計	3,854,046

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、2002年9月1日付けで従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ全面的に移行しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

該当事項はありません。

3. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金 33,014千円

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
(株)リンク	全社資産	建物附属設備、工具、器具及び備品、ソフトウェア	44,572千円

当社グループは管理会計上区分している地域別及び商品別区分に基づき資産のグルーピングを行っております。その中で、連結子会社の(株)リンクの共用資産全てについて、当初予定していた収益の獲得が不確実な状況のため、帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産除去債務に関する注記

当社グループは、本社及び営業拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月7日

株式会社アルバイトタイムス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 光隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルバイトタイムスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルバイトタイムス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,231,021	流動負債	430,801
現金及び預金	2,791,428	未払金	305,679
売掛金	303,205	未払費用	18,766
未収還付法人税等	30,210	前受金	18,735
未収消費税等	28,264	預り金	7,248
貯蔵品	571	賞与引当金	76,503
前払費用	34,851	リース債務	3,823
その他の	42,989	その他	45
貸倒引当金	△500		
固定資産	912,568		
有形固定資産	578,503	固定負債	25,718
建物	107,021	リース債務	15,718
構築物	280	預り敷金	10,000
工具、器具及び備品	9,114		
リース資産	17,611		
土地	444,475		
無形固定資産	138,898	負債合計	456,520
ソフトウェア	128,291	(純資産の部)	
その他	10,606	株主資本	3,683,385
投資その他の資産	195,166	資本金	455,997
投資有価証券	34,503	資本剰余金	540,425
関係会社株式	12,000	資本準備金	540,425
関係会社長期貸付金	35,612	利益剰余金	3,762,963
破産更生債権等	611	利益準備金	5,812
長期前払費用	569	その他利益剰余金	3,757,150
敷金及び保証金	38,411	繰越利益剰余金	3,757,150
繰延税金資産	85,683	自己株式	△1,076,000
貸倒引当金	△12,224	評価・換算差額等	3,684
		その他有価証券評価差額金	3,684
資産合計	4,143,589	純資産合計	3,687,069
		負債・純資産合計	4,143,589

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年 3月 1日
至 2021年 2月 28日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		2,401,928
売 上 原 価		737,308
売上総利益		1,664,619
販売費及び一般管理費		2,153,990
営 業 損 失		489,371
営業外収益		
受 取 利 息	447	
受取手数料	4,200	
受取賃貸料	2,318	
投資事業組合運用益	4,860	
助成金収入	14,418	
そ の 他	8,454	34,699
営業外費用		
支 払 利 息	235	
違 約 金	5,666	
貸倒引当金繰入額	11,612	
為 替 差 損	187	
そ の 他	2,953	20,655
経 常 損 失		475,326
特別損失		
関係会社株式評価損	15,000	15,000
税引前当期純損失		490,326
法人税、住民税及び事業税		1,844
法人税等調整額		△47,331
法人税等還付税額		△19,226
当期純損失		425,612

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年 3月 1日
至 2021年 2月 28日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本 剰余金合計	利益準備金	その他
					利益剰余金
					繰越利益剰余金
2020年3月1日残高	455,997	540,425	540,425	5,812	4,367,516
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△184,752
当期純損失					△425,612
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△610,365
2021年2月28日残高	455,997	540,425	540,425	5,812	3,757,150

	株主資本		
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	利益剰余金合計		
2020年3月1日残高	4,373,328	△1,076,000	4,293,750
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	△184,752		△184,752
当期純損失	△425,612		△425,612
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	△610,365	－	△610,365
2021年2月28日残高	3,762,963	△1,076,000	3,683,385

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年3月1日残高	7,756	7,756	4,301,506
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△184,752
当期純損失			△425,612
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△4,072	△4,072	△4,072
事業年度中の変動額合計	△4,072	△4,072	△614,437
2021年2月28日残高	3,684	3,684	3,687,069

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、出資にかかわる投資事業組合については、持分相当額の損益を投資有価証券を増減する方法で投資事業組合運用損益として計上しております。また、投資事業組合が保有するその他有価証券の評価損益については、投資有価証券を増減する方法で純資産の部にその他有価証券評価差額金を計上しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 38～50年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	299,382千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
(1) 短期金銭債権	62,223千円
(2) 短期金銭債務	8,793千円
(3) 長期金銭債権	35,612千円
(4) 長期金銭債務	10,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 345,602千円

売上原価 34,621千円

販売費及び一般管理費 41,285千円

営業取引以外の取引による取引高 8,193千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式 (株)	5,844,059	—	—	5,844,059

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（固定）

賞与引当金	22,843千円
繰越欠損金	119,693千円
資産除去債務	3,374千円
減価償却超過額	5,036千円
貸倒引当金	3,799千円
その他	31,065千円
小計	185,812千円
評価性引当額	△98,560千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△1,568千円
合計	85,683千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	1,568千円
小計	1,568千円
繰延税金資産（固定）との相殺	△1,568千円
合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	29.9%
評価性引当額	△19.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	△0.4%
繰戻還付法人税等	3.7%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.2%

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	(株)フリー シェアード ジャパン	東京都 千代田区	19,000	新卒求人 情報サイトの 企画・運営	所有 直接 93.4	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	10,000
							貸付金の回収	—	関係会社長期貸付金	24,000
							利息の受取	360	未収収益	2,727

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	139円 69銭
1株当たり当期純損失	16円 12銭

追加情報に関する注記

現在の新型コロナウイルス感染症拡大に関する影響から、ヒトやモノの動きが鈍化している中、雇用情勢については、企業業績の不透明さや休業要請による飲食業、サービス業の活動停止等による採用の凍結が生じており、当社の戦略地域である静岡県においては2021年2月の有効求人倍率が前年同月比0.27ポイント下降の1.00倍となり、雇用環境の厳しい状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症に関しては不確実なことが多く、感染症拡大防止の対応期間や影響について先の見通しが困難であり、首都圏地域における緊急事態宣言は解除されたものの、依然として先行きは不透明な状態が続いております。当事業年度末の計算書類作成時において入手可能な情報等を踏まえ、当該状況による人材採用活動への影響は、今後徐々に改善していくものの、当事業年度末以後においても一定期間は残ると想定し、税効果会計などの会計上の見積りを行っております。

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2002年9月1日付で従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ全面的に移行しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

該当事項はありません。

3. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金	27,658千円
----------	----------

資産除去債務に関する注記

当社は、本社及び営業拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月7日

株式会社アルバイトタイムス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 光隆 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルバイトタイムスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示と不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月7日

株式会社アルバイトタイムズ 監査役会

常勤監査役 杉山正人 ㊟

監査役（社外監査役） 清水久員 ㊟

監査役（社外監査役） 柴田亮 ㊟

(注) 監査役清水久員及び監査役柴田亮は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	堀 田 欣 弘 (1965年1月28日生)	1990年4月 当社入社 2000年7月 当社東京支社長 2001年5月 当社取締役 2002年3月 当社取締役東京本部長 2002年6月 当社取締役東京本部長兼静岡本部長 2003年3月 当社取締役営業本部長 2007年3月 当社管理本部管掌 2007年5月 当社取締役管理本部管掌 2009年5月 当社取締役 2020年3月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社リンク 代表取締役社長	358,414株
2	竹 内 一 浩 (1964年7月14日生)	1984年10月 当社入社 2007年3月 当社営業本部長 2009年3月 当社DOMO事業本部長 2011年3月 当社DOMO事業部長兼経営企画部長 2012年3月 当社事業統括本部長 2012年5月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) Mirac Company Limited 代表取締役	131,600株
3	金 子 章 裕 (1973年1月16日生)	2000年4月 当社入社 2009年3月 当社DOMO事業本部事業企画部部长 2011年3月 当社内部監査部部长 2012年3月 当社管理部部长 2020年3月 当社コーポレート本部長 2020年5月 当社取締役コーポレート本部長 (現任)	7,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	いしかわ たかや 石川 貴也 (1972年3月5日生)	1997年4月 当社入社 2014年3月 当社事業統括本部東海エリア事 業部部长 2015年3月 当社事業企画部部长 2016年3月 当社事業企画部部长兼名古屋営 業部部长 2019年3月 当社メディアソリューション本 部部长 2020年5月 当社取締役メディアソリューシ ョン本部部长 (現任)	26,600株
5	おおつか ますみ 大塚 真澄 (1965年8月10日生)	2001年3月 当社入社 2001年3月 当社浜松支社長 2007年3月 当社営業本部代理店営業部部长 2008年7月 当社営業本部首都圏営業部部长 2017年5月 株式会社フリーシェアードジャ パン (連結子会社) 出向 取締 役 2020年5月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社フリーシェアードジャパン 代表取締 役社長	43,000株
6	おおわだ じゆんこ 大和田 順子 (1965年8月31日生)	1989年4月 日本電信電話株式会社 (現 エ ヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社) 入社 2009年4月 株式会社リクルートマネジメン トソリューションズ 執行役員 2016年7月 株式会社リクルートキャリア フェロー 2016年7月 株式会社東京一番フーズ 顧問 (現任) 2017年4月 株式会社日立製作所 プロフェ ッショナル契約 (現任) 2020年5月 当社取締役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	和田彰 (1970年6月16日生)	1993年4月 マツダ株式会社入社 2016年1月 株式会社エスネットワークス 執行役員ヒューマンキャピタル 事業本部長 2017年7月 株式会社和田経営人事研究所 代表取締役(現任) 2019年1月 合同会社SUM 業務執行役員 (現任) 2020年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社和田経営人事研究所 代表取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及によって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容での更新を予定しております。
3. 大和田順子氏及び和田彰氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 大和田順子氏及び和田彰氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割について
(1) 大和田順子氏は、HRテックに関する豊富な経験と深い見識を有していることから、当社事業への適切な助言をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。
(2) 和田彰氏は、人事分野に関する豊富な経験と深い見識を有していることから、当社事業への適切な助言をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第31条において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である大和田順子氏及び和田彰氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役杉山正人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
杉山正人 (1964年2月18日生)	1988年1月 当社入社 2007年3月 当社管理本部システム部部长 2009年9月 当社管理本部総務部部长 2010年1月 当社管理部部长 2014年3月 当社内部監査室室長 2017年5月 当社監査役(現任)	89,100株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及によって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。杉山正人氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容での更新を予定しております。
3. 当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第42条において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、監査役候補者である杉山正人氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額となります。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、現状、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、本議案は、取締役（以下のとおり社外取締役を除きます。）を対象に、「賞与」を廃止し、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、その導入は相当であると考えております。

具体的には、2001年5月24日開催の第28回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額200,000千円以内）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬として、2022年2月末日で終了する事業年度から2026年2月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下、同様とします。）に対して支給します。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年4月8日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は参考書類の48頁の<ご参考>に記載のとおりですが、本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2022年2月末日に終了する事業年度から2026年2月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金126,000千円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり160,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び連結営業利益の目標達成度等に応じて算出される数のポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を、対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。当該資金は、本制度の導入目的を達成するために相当と考えられる金額として、合計金126,000千円を上限とします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金25,200千円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイ

ント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び連結營業利益の目標達成度等に応じて算出される数のポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、本制度の導入目的を達成するために相当と考えられる数として、1事業年度あたり160,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

<ご参考>

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、決定しております。

当社の取締役の報酬等については、2001年5月24日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額年200,000千円の範囲内において決定しております。決議日時点の取締役の員数は4名であります。

また、株式報酬については、2021年5月25日開催の定時株主総会で、1事業年度あたり25,200千円及び160,000株を上限として支給することを付議します。当該株主総会決議後に対象となる取締役の員数は5名の予定です。

当社取締役の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されております。

各取締役の基本報酬額は、取締役会から委任を受けた取締役3名以上且つ社外取締役が2/3以上を占める指名・報酬委員会が、当社の定める一定の基準及び役割や貢献度合いからその額を答申し、取締役会にて決定しております。当社は役員報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、株式報酬を支給します。株式報酬は業績の達成度に応じて当社株式を交付する業績連動報酬です。役員在任中インセンティブを保持し続けるため株式報酬の支給時期は役員退任時とします。業績指標は連結営業利益とし、年初計画の達成度により算定します。長期インセンティブ報酬の付与額は目標業績達成時で固定報酬の概ね9%としています。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 3階 龍田
TEL 03-3546-0111



※交通のご案内

- 地下鉄（日比谷線・浅草線） 東銀座駅A1または4出口より徒歩3分
- 地下鉄（丸ノ内線・銀座線） 銀座駅A5出口より徒歩5分
- 地下鉄（大江戸線） 築地市場駅A3出口より徒歩8分
- JR線 新橋駅銀座口より徒歩8分

※誠に勝手ではございますが、駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては極力、書面による事前の議決権行使をいただきますよう何卒お願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用や会場入り口での手指等のアルコール消毒の使用等、感染予防に向けたご配慮、ご協力をよろしくお願い致します。
- ・会場内は座席間隔を十分にとった配置となりますが、状況によってはご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、対応を更新する場合がございますので、当社ウェブサイト (<http://www.atimes.co.jp>) より適宜、発信情報をご確認賜りますようお願い申し上げます。